

府中町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、府中町有料広告掲載実施要綱（平成18年8月訓令第30号。以下「要綱」という。）の運用に関する基準を定めることにより、運用の明確化を図ることを目的とする。

(広告全般に関する基本的考え方)

第2条 府中町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用度と信頼性を持つるものでなければならない。

(業種等による制限)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (3) ギャンブルに関するもの
- (4) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (5) 町税を滞納している事業者

(その他の制限)

第4条 広告の内容が次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いのあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団に関するもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 個人・団体の意見広告及び名刺広告
- (13) 社会問題についての主義主張や係争中に関するもの
- (14) 国内世論が大きく分かれているもの

(15) その他掲載する広告として適当でないと町長が判断するもの
(ウェブサイトに関する基準)

第5条 広告媒体に表示したウェブサイト等（ＳＮＳを含む。以下同じ。）のアドレス若しくはバナー広告等をクリックし、又は二次元コードを読み取ること等により容易に当該ウェブサイト等にアクセスすることができる場合においては、当該ウェブサイト等の内容についてもこの基準を適用する。

2 他のウェブサイト等を集合し、情報提供することを主たる目的とするウェブサイト等であって、要綱、この基準その他町の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うウェブサイト等を閲覧者にあつ旋し、又は紹介しているウェブサイト等の広告は掲載しない。

(広告掲載の表示)

第6条 広告掲載に当たっては、広告である旨の表示を行うものとする。

(個別の基準)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途、所管課（募集する広告媒体を所管する課）において基準を定める。

附 則

この基準は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月27日から施行する。